

### 3 令和6年度の保育所等の 整備（R7.4開所分）について

### 3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

#### (1) 認可保育所の整備方法について

	整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1	内装整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を補助	全ての法人	1年以上の運営実績
2	建設費補助（※） （法人所有地）	事業者が確保した用地において、認可保育所を整備するために必要な建設費等の一部を補助	社会福祉法人 学校法人 公益社団法人 公益財団法人	1年以上の運営実績
3	自主財源整備	事業者の自主財源による認可保育所の整備	全ての法人	不要
4	横浜保育室からの認可移行	認可保育所への移行にあたり、移転や改修等に必要な経費の一部を補助	横浜保育室 運営事業者 又は関連法人	（既存園対象）

※対象地域を重点整備地域に絞ったうえで2か年事業としています。

整備相談及び整備状況によって募集の時期を決定いたしますので、具体的な募集スケジュール等は今後HPでご確認ください。

### 3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

#### (2) 令和6年度の整備に向けたスケジュール

以下のスケジュールは、現時点での見込みのため変更になる場合があります。  
各募集の詳細は市HPに随時掲載していきますので、そちらをご確認ください。

重点相談期間

令和5年10月13日～11月30日

内装整備費補助事業

自主財源整備事業

既存施設連携型1・2歳児園整備費補助事業

第一次募集

令和6年1月下旬～2月中旬

第二次募集

4月中旬～5月中旬

建設費補助（公有地貸付／法人所有地）

第一次募集

未定（※）

※ 整備相談及び整備状況により募集の時期を決定いたしますので、  
具体的な募集スケジュール等は今後HPでご確認ください。

### 3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

#### (2) 令和6年度の整備に向けたスケジュール

内装整備費補助事業（一次募集）の場合、保育所が開所するまでの一般的な流れは以下の通りです。

R5年		R6年											R7年			
10月	…	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
重点相談		近隣説明 内装整備費補助事業（一次募集）	審査	採択結果の通知（※1）	近隣説明・実施設計着手		実施設計の審査	補助金交付申請	内装工事入札	内装工事着工		認可・確認申請書の受付		工事完了・完了報告	開所準備	開所（※2）

※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可を確定するものではありません。

※2 4月開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

令和5年度から、より必要な工事期間を確保するため、実施設計審査の持ち込み日付が1か月前倒しになりました。

## 3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

### (3) 補助対象及び補助内容（認可保育所）

#### 内装整備費補助事業

##### ➤ 新設認可保育所・分園の整備（新築・既存ビルの改修等）

新築・既存ビルの改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を横浜市が補助します。

※ 整備予定地が「整備が必要な地域」に指定されている必要があります。

（整備が必要な地域一覧）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>

※ 新設の場合は、原則として定員60人以上とします。

※ 分園の場合は、原則として定員45人以下とします。

※ 定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じさせていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

### 3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

#### (3) 補助対象及び補助内容（認可保育所）

#### 内装整備費補助事業（令和5年度募集ベース）

		補助内容																														
整備費	工事費（改修費）	建築物の改修等（改修、新築の設備整備、増築）に必要な工事請負費 ※対象外：賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等																														
	工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の2.6%を上限とする。）																														
	備品費	施設整備に必要な備品購入費（1品5千円以上の備品、実行備品単価（上限3万2千円）×定員が上限）																														
	大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費（1品10万円以上のものとし、350万円を上限とする。）																														
	限度額	<p>①改修費等の補助限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>【定員】</td> <td>【補助限度額】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90人以上</td> <td>6,000万円</td> <td>(8,000万円×3/4)</td> </tr> <tr> <td>50人～90人未満</td> <td>4,500万円</td> <td>(6,000万円×3/4)</td> </tr> <tr> <td>50人未満</td> <td>6,000万円</td> <td>×(定員数/50人)×3/4</td> </tr> </table> <p>②休憩室等を整備した場合の補助金額</p> <table border="0"> <tr> <td>【定員】</td> <td>【補助限度額】</td> <td>【休憩室等基準面積】</td> </tr> <tr> <td>90人以上</td> <td>322.5万円</td> <td>(430万円×3/4) 24m以上</td> </tr> <tr> <td>50人～90人未満</td> <td>247.5万円</td> <td>(330万円×3/4) 18m以上</td> </tr> <tr> <td>36人～50人未満</td> <td>195万円</td> <td>(260万円×3/4) 14m以上</td> </tr> <tr> <td>36人未満</td> <td>142.5万円</td> <td>(190万円×3/4) 10m以上</td> </tr> </table> <p>③0歳児未設定加算</p> <p>0歳児定員を設けない場合に加算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>【加算条件】</td> <td>【補助限度額】</td> </tr> <tr> <td>0歳児定員を未設定</td> <td>225万円 (300万円×3/4)</td> </tr> </table>	【定員】	【補助限度額】		90人以上	6,000万円	(8,000万円×3/4)	50人～90人未満	4,500万円	(6,000万円×3/4)	50人未満	6,000万円	×(定員数/50人)×3/4	【定員】	【補助限度額】	【休憩室等基準面積】	90人以上	322.5万円	(430万円×3/4) 24m以上	50人～90人未満	247.5万円	(330万円×3/4) 18m以上	36人～50人未満	195万円	(260万円×3/4) 14m以上	36人未満	142.5万円	(190万円×3/4) 10m以上	【加算条件】	【補助限度額】	0歳児定員を未設定
【定員】	【補助限度額】																															
90人以上	6,000万円	(8,000万円×3/4)																														
50人～90人未満	4,500万円	(6,000万円×3/4)																														
50人未満	6,000万円	×(定員数/50人)×3/4																														
【定員】	【補助限度額】	【休憩室等基準面積】																														
90人以上	322.5万円	(430万円×3/4) 24m以上																														
50人～90人未満	247.5万円	(330万円×3/4) 18m以上																														
36人～50人未満	195万円	(260万円×3/4) 14m以上																														
36人未満	142.5万円	(190万円×3/4) 10m以上																														
【加算条件】	【補助限度額】																															
0歳児定員を未設定	225万円 (300万円×3/4)																															
貸間工事補助料の期	対象期間	工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで																														
	限度額	月額50万円 (100万円×1/2) ※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算																														

### 3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

#### (3) 補助対象及び補助内容（認可保育所）

#### 内装整備費補助事業（令和5年度募集ベース）

#### 開所後の賃借料補助の概要（建物を賃貸する場合）

	上限額	補助率	補助期間
整備が必要な地域	補助基準面積 × 月額 3,000 円	1 / 2	5年
重点整備地域	補助基準面積 × 月額 3,000 円	2 / 2	10年

例えば…60人定員の保育所の場合の賃借料補助上限額

整備が必要な地域 ➤ 年額 669万6千円

重点整備地域 ➤ 年額 1,339万2千円

※ 補助期間終了後は公定価格の賃借料加算（年額 約560万円）が適用になります。

	定員	補助基準面積
補助基準面積	20人～30人	9.4㎡ × 定員
	31人～39人	282㎡
	40人～45人	7.2㎡ × 定員
	46人～52人	324㎡
	53人～60人	6.2㎡ × 定員
	61人～71人	372㎡
	72人～89人	5.2㎡ × 定員
	90人～	468㎡

※ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。

### 3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

#### (4) 福祉のまちづくり条例への適合基準の緩和

原則として、『横浜市福祉のまちづくり条例』の適合を求めています。次の設備については協議により緩和が可能です。

（あくまでも、待機児童対策としての時限的措置であり、今後の状況により変更になる場合があります。）

緩和可能な設備	新築／既存建物の改修
エレベーター (保育室が1・2階のみの場合)	設置不要 (※)
オストメイト用水栓器具	簡易設備で可
点状ブロック	屋内のみ設置不要

※ エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要です。なお、駐車場（車いす使用者駐車施設）を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要です。